令和6年 4月1日

**入札公告**

調達の一般競争入札の実施について

（公社）姫路観光コンベンションビューロー

理事長　齋木　俊治郎

下記のとおり調達の入札を実施致しますので、参加を希望する場合には、「姫路観光コンベンションビューロー一般競争入札参加申請書」に関係書類を添付のうえ提出をお願い致します。

記

１．調達件名

姫路ツーリストガイド＆マップ日本語・他9言語 改訂及び印刷業務

２．納入場所

姫路観光コンベンションビューロー事務所、姫路市観光案内所等、他当方が指定する場所

３．納入期限

１回目納期（日本語版）：令和6年6月28日（金）まで

４．調達案件

別紙仕様書のとおり

５．入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。

(1) 姫路市に業者登録しており姫路市の入札参加資格を有している者、若しくは公益社団法人姫

路観光コンベンションビューロー（以下、ビューローという）の会員である者

(2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成２５年４月１日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第３条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(4) 人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

(5) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。

ア　姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ　指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がないこと。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ)　親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ｱ)　組合とその組合員

(ｲ)　一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

６．入札参加申請及び資格の確認

 入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間 令和6年4月1日（月）から令和6年4月10日（水）まで

 　　（土曜日、日曜日を除く。）

(2) 申請時間 午前9時から午後5時まで（ただし、4月10日（水）のみ正午まで）

(3) 提出先 姫路観光コンベンションビューロー（姫路市本町68番地）

 電話079-287-3655

(4) 提出方法 持参または郵送により提出

ただし郵送については、郵便記録が確認できるもの（一般書留、簡易書留、特定記録郵便、レターパックに限る）とし、かつ申請期間に必着のこと。

申請期間内に到着しない場合は無効とする。

(5) 提出書類等

ア 姫路観光コンベンションビューロー一般競争入札参加申請書（様式第１号）

　※添付書類含む

イ 誓約書（様式第３号）

ウ 関連企業申告書（様式第4号）

※ 申請書等には申請日現在における申請者の現況（住所・商号又は名称・代表者等）を記載すること。

※ 申請書等の記載事項（現況）が姫路市業者登録と異なる場合、又は申請日から入札日までの間に住所・商号又は名称・代表者等が変更した場合は、その旨を直ちに姫路市契約課に連絡した上で、姫路市業者登録変更届の写し及び使用印鑑届兼委任状の写しを入札開始時刻までに提出すること。

(6) 入札参加資格の有無

ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和6年4月10日（水）午後5時までに電子メールにて連絡し、後日その理由書を送付する。

イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和6年4月10日（水）午後5時までに「一般競争入札参加資格者証」（以下「参加資格者証」という。）を電子メールで送付する。

※ 「委任状」及び「入札書」はビューローホームページからダウンロードすること。

７．質疑について

入札に関して質疑がある場合は、ビューロー指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、ビューローへ持参、電子メールまたはＦＡＸにて提出すること。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。

 （質疑書はビューローホームページからダウンロードすること。）

ア 質疑提出期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月10日（水）正午まで

イ 質疑提出先 姫路観光コンベンションビューロー

 メールアドレス info@himeji-kanko.jp

 ＦＡＸ番号 079-287-3655

ウ 質疑回答日 令和6年4月11日（木）までに質疑者に対し、電子メールで回答する。

なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し、参加資格者証と併せて送付するものとする。

８．入札日時及び場所

(1) 日時 　令和6年4月15日（月）午後１時

(2) 場所 　姫路観光コンベンションビューロー（姫路市本町68番地）

９．提出方法

様式第2号の入札書を使用し、封筒に入れ封緘の上、8.（1）の入札締切日時までに持参又は郵送にて提出すること。（郵送の場合は必着）

１０．支払条件

 (1) 前金払 無

 (2) 部分払 無

(3) 概算払 無

１１．最低制限価格の設定 無

１２．入札金額の記載方法

(1) 通貨の単位は円とし、小数点以下の金額の記載は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

１３．その他の入札必要事項

 (1) 代理人又は副代理人により入札する場合は、入札前に委任状（本人の記名、押印と共に代理人又は副代理人が記名、押印したもの）を提出し、入札書へ本人の記名と共に代理人又は復代理人が記名、押印すること。

(2) 指定様式の入札書を提出すること。一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

 (3) 予定価格以内であり、かつ、合計金額について最低価格の入札をした者を落札者とする。

(4) 全て予定価格以内の入札をした者がないときは、３月16日（火）13時に再度の入札を１回だけ行う。参加資格者証の交付を受けた者が１人である場合又は再度の入札者が１人となった場合においても同様とする。

(5) 落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

１４．入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

１５．入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

ア 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札

イ 入札に参加する資格を有しない者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 明らかに連合によると認められる入札

オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

キ 市指定の内訳書の提出がない者のした入札

ク 以下のいずれかに該当する入札書による入札

 　・記名押印のない入札書

 　・入札金額を訂正した入札書

 ・入札金額が０円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書

 　・要領を知得することができない入札書

・鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書

・代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

１６．契約保証金

契約金額の10分の1以上の額（現金又は市が定めた有価証券）を納付すること。ただし、姫路市契約規則第２９条各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

１７．契約条件等

(1) 落札者は、落札決定後速やかに契約締結すること。

(2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。

(3) 契約金額は、入札書に記載された金額（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（１円未満は切り捨て）とする。

(4) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が５．に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が １４．に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

１８．その他

提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

１９．問い合わせ先

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー　担当：森口、余田

電話番号 079-287-3655　 ＦＡＸ番号 079-222-2410

メール　info@himeji-kanko.jp